運転者に対する指導及び監督

～危険の予測及び回避～

中部ブロック事業用自動車安全対策会議

令和２年４月～６月

国土交通省

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

１．事業用自動車総合安全プラン２０２０について

２．運転者に対する指導及び監督

～危険の予測及び回避～

３．法令等の改正について

事業用自動車総合安全プラン2020（計画期間：2017～2020）

国土交通省 中部運輸局

事業用自動車に係る総合的な安全対策の見直し

○ 軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策の策定、自動車の先進安全技術の普及、人口減少や高齢化の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等の動向を踏まえ、事業用自動車総合安全プラン2009(2009年策定)を改訂。第10次交通安全基本計画の最終年に目標年を合わせるとともに、6つの重点施策を決定。

【目標値】
① 2020年までに死者数235人以下 （2018年：337人）
② 2020年までに事故件数23，100件以下 （2018年：30,818件）
③ 飲酒運転ゼロ （2018年：40件）

【軽井沢スキーバス事故】
平成28年１月15日(金)深夜に発生。
乗客乗員15名死亡、乗客26名重軽傷。

6つの重点施策

１.行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

・タブレット端末の導入による監査業務の効率化・実効性の向上

２.飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

・アルコールチェッカーの活用による飲酒運転禁止の徹底

アルコールチェッカー

３.自動運転、ＩＣＴ技術等新技術の開発・利用・普及の促進

・デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の導入支援を通じた運行管理の高度化

デジタル式運行記録計

ドライブレコーダー

専用の解析ソフトで分析

４.超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

・脳検診等のスクリーニング検査を通じた健康起因事故防止の推進

５.事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

・事故の再現実験等による事故要因の調査分析と再発防止策の策定

６.道路交通環境の改善

（前回のおさらい）車両の点検整備

使用者の点検及び整備の義務（道路運送車両法 第４７条）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、
当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

日常点検整備

定期点検整備

自動車の整備が
行き届かないと・・・

- 運転する者の生命や他人の生命及び財産への危害を与える
- 環境への悪影響
- 燃費の悪化
- 故障による交通渋滞の発生　　等

使用者は責任をもって自動車の維持管理することが求められます。

注意

車両火災事故及びホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が発生しています。

日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、自動車の構造、
使用の状況等を考慮した適切な保守管理をしましょう。

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

1．事業用自動車総合安全プラン２０２０について

2．運転者に対する指導及び監督

～危険の予測及び回避～

3．法令等の改正について

運転者に対する指導及び監督 ～危険の予測及び回避～

運転者に対する指導監督の概要（一般的な指導及び監督）

関係法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とし、運行管理者は、運転者に対する適切な指導及び監督を行わなければいけません。

【共通事項】
- 事業用自動車を運転する場合の心構えを理解させる。
- 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項を理解させる。
- 事業用自動車の構造上の特性を理解させる。
- 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法を理解させる。
- 運転者の運転適性に応じた安全運転を指導する。
- 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法を指導する。
- 健康管理の重要性を理解させる。
- 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

【旅客のみ】
- 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を理解させる。
- 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を理解させる。
- 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況を把握させ、留意すべき事項を指導する。

（旅客のうち、貸切のみ）
- ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転を指導する。
- ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等を自社内で共有する。

【貨物のみ】
- 貨物の正しい積載方法を習得させる。
- 過積載の危険性を理解させる。
- 危険物を運搬する場合に留意すべき事項を指導する。
- 適切な運行の経路の通行及び当該経路における道路及び交通の状況の把握を指導する。

1．危険予測運転の必要性

交通事故を招いているのは、運転者の不注意や安全確認の不履行なども大きな要因となっている。事故を起こさない運転をするためには、常に危険を予測することが重要であり、それを回避する運転をしていくことが大切であるとの意識を、運転者に根付かせる指導を心掛けましょう。

周囲の状況をよく見て、見えない危険を読む

○危険を予測するためには、周囲の状況をよく見て把握し、さまざまな情報をつかむことが必要。
○見えないところも危険が存在している可能性があり、この危険性の存在を考慮して走行する必要がある。

道路を利用する歩行者や自転車などの特性をよく知る

○道路を利用する歩行者や自転車など、それぞれがどのような動きをするのかの特性を知っておくことで、危険を的確に予測し、回避することに繋がる。

気象状況に潜む危険を知る

○気象条件により、同じ道路でも危険は異なるため、気象状況に潜む危険を知ることが重要である。

先の状況に目を配る

○走行中には、前車の動きに注意するとともに、その先の状況にも目を配ることが重要となる。

2．危険予測のポイント

（1）道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮

道路には、歩行者、自転車、二輪車・原付、他の車両などが行き交っていますが、それぞれの行動特性を理解することで、走行時に配慮ができ、事故を回避できる運転が可能となることを、運転者は指導を通して確認し、今後の運転に生かしましょう。

① 子ども
飛び出しに注意
反対側にも目配り

- 学校や公園などの付近は注意
- 通学路はなるべく避ける
- スピードを十分に落とす
- 道路の反対側の子どもと遊ぶために飛び出してくる

② 高齢者
走行車両の直前直後の横断
夜間や明け方の歩行者

- 視力・聴力の衰えや判断力の低下
- 車に気がつかない
- 車のスピードがつかめない
- 夜間等の時間帯の歩行者は高齢者と想定し注意する

③ 自転車利用者
自転車への側方通過は十分な間隔をとる
見通しの悪い場所での飛び出し
夜間の無灯火自転車

- 追い抜くときは自転車の動きに注意し間隔をとる
- 住宅街や見通しの悪い交差点等は、速度を落とす
- 無灯火自転車に対しては、ヘッドライトの下向きの照射範囲内(約40m)で停止できる速度で走行

④ 二輪車・原付利用者
右左折時の二輪車等の確認
二輪車・原付の行動を予測

- 左折時、二輪車等が側方の死角にいないか確認
- 右折時、対向車の死角に隠れていないか確認
- 二輪車等が前方にいる場合は、急な進路変更に注意
- 二輪車が近くに走行している場合には、自車は進路変更をせず、先に行かせてから走行する

運転者に対する指導及び監督 ～危険の予測及び回避～

（２）悪天候・夜間の危険への配慮等

悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。どのようなリスクがあるのかを理解することで、危険への配慮とともに、慎重な運転の心がけにより事故が回避できることを指導しましょう。

①雨天時 スピードを落とす 無理な進路変更はしない	• 雨が降り始めたらスピードを落とし、前車との車間距離をとる • 急ハンドルや、急ブレーキはスリップの原因となる • 視界が悪くなることから、無理な車線変更はしない
②降雪時・積雪時 無理な運行は避ける 十分な車間距離及び、速度を落とす チェーンの装着	• 無理な運行は避け、安全な場所に一時退避するなど様子を見る • 車間距離は通常の２倍とり慎重に走行する • 交通量の多い場所などは、圧雪状態となり滑りやすくなっている • 状況に応じた早めのチェーン装着や勾配の大きな経路の回避
③濃霧時 フォグランプの点等 無理な運行は避ける 前車のブレーキに注意	• 対向車に自車の存在を知らせる • ガードレールやセンターラインを目安に走行 • 無理な運行は避け、安全な場所に一時退避するなど様子を見る • 前車のブレーキランプに注意し、追突事故を防ぐ
④強風時 ハンドルをしっかり握り、スピードを落とす ハンドルが取られたときは、あわてない	• 特に橋の上やトンネルの出入口に注意 • ハンドルが取られたときは、アクセルから足を離し減速、小刻みにハンドルを操作し態勢を立て直す
⑤夕方・夜間 ヘッドライトの早めの点等 ハイビームの有効活用 夜間の一般道走行ではスピードを落とす	• 見えにくい時間帯に自車の存在を知らせる • より広範囲を照射するハイビームの積極的な活用 • 夜間は横断中の歩行者や側方の自転車等、見落としがちになるため、急な飛び出しにも十分停止出来る速度で走行する

3．危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、各業態の交通場面ではどのような危険があるか、乗客の安全をどのように確保すればよいのか、また、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。
集団教育等に活用し、運転者に危険回避を徹底指導することが必要です。

危険予知トレーニングの一例

【信号機のある交差点の右折】

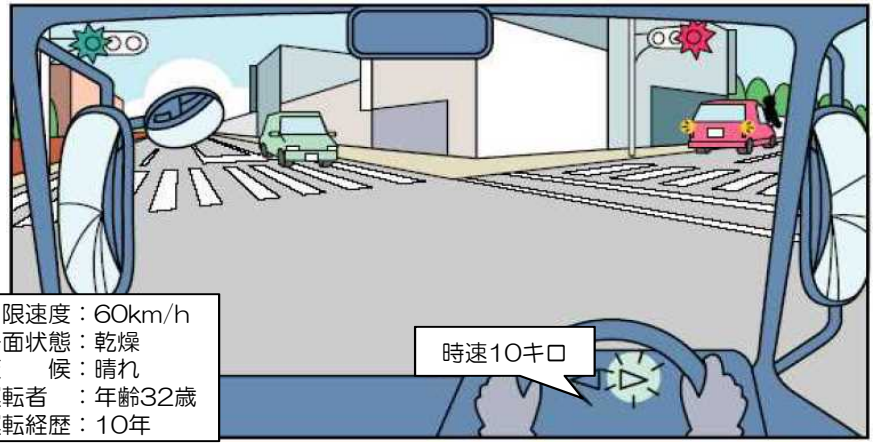

この車両は、交差点を右折しようとしています。
ここには、どんな危険が潜んでいるでしょうか。

①どんな危険があるのか、発見した危険のポイントは何か。

②どんな運転をすればいいのか、安全運転のポイントは何か。

【このケースの解説】

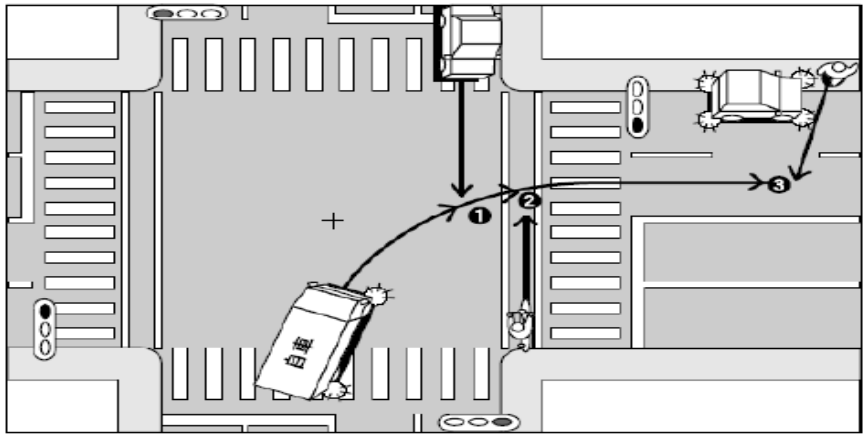

主な危険要因の例	①対向車が交差点に接近しており、このまま右折をしていくと衝突する危険がある。 ②横断歩道の右側から自転車が渡ろうとしており、このまま右折をしていくと衝突する危険がある。 ③右折していく道路の先に駐車車両の陰に歩行者が見えるが、この歩行者が横断してくるとはねる危険がある。
安全運転の例	①対向車が接近しているときは右折をせずに、対向車の通過を待ち、安全が確認されてから右折する。 ②右折していくときは、横断歩道の状況だけでなく横断歩道の先の状況にも注意しながら、いつでも停止できる速度で進行する。
乗務員指導のポイント	①右折時の安全走行の基本 ・対向車があるときは無理をせず、対向車の通過を待つ。 ・横断歩道の状況を確認する。特に横断歩道の右側から渡ってくる自転車や歩行者を見落としやすいので意識して確認をする。 ・右折していくときは、いつでも停止できる速度で進行する。 ②交差点内だけでなく、交差点の先の状況にも目を配るように指導する。

3．危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、各業態の交通場面ではどのような危険があるか、乗客の安全をどのように確保すればよいのか、また、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。
集団教育等に活用し、運転者に危険回避を徹底指導することが必要です。

危険予知トレーニングの一例

【片側１車線を走行、対向車線が渋滞中】

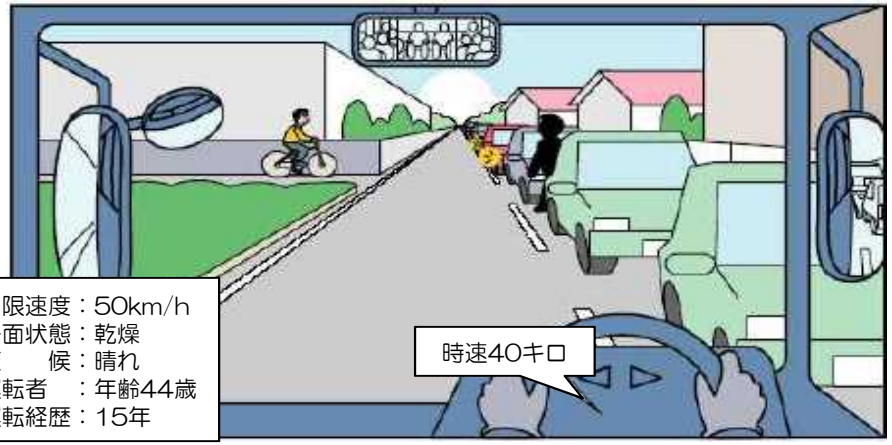

この車両は、対向車線が渋滞している道路を走行しています。
ここには、どんな危険が潜んでいるでしょうか。

①どんな危険があるのか、発見した危険のポイントは何か。

②どんな運転をすればいいのか、安全運転のポイントは何か。

【このケースの解説】

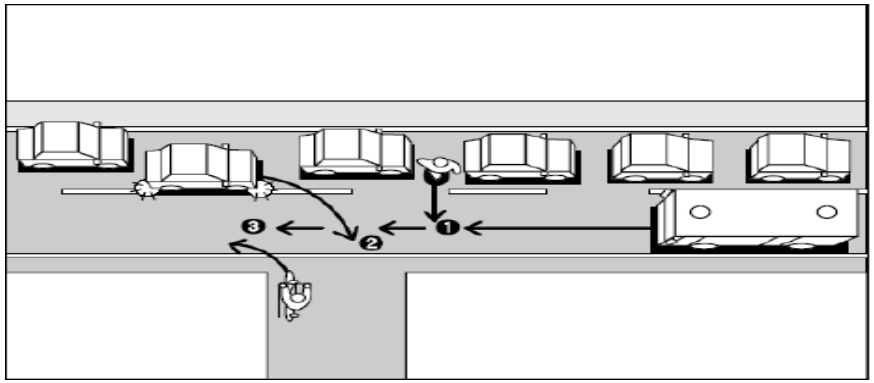

主な危険要因の例	①渋滞車両の間に歩行者が見えるが、この歩行者が道路を横断してくると、はねる危険がある。 ②渋滞している車列のなかに右のウインカーを出している車があり、この車が脇道に入るために右折してくると、衝突する危険がある。 ③脇道から自転車が出てくると、衝突する危険がある。
安全運転の例	①渋滞車両の間から出てくる歩行者や自転車がいないかどうかに目を配って走行する。 ②渋滞車両の間に歩行者や自転車をみかけたときは、道路を横断してくるかもしれないと考えて歩行者の動きに十分注意し、スピードを落として走行する。 ③渋滞している対向車線にばかり注意を向けていると、左側の脇道等から出てくる自転車や車を見落とす危険があるので、自車線の前方の状況にも目を配る。
乗務員指導のポイント	①渋滞車両がほとんど停止した状態のときには、渋滞車両の間から歩行者や自転車が出てくる危険性があるので、渋滞車線側の状況によく目を配るよう指導する。 ②対向車線は渋滞していても自車線は空いているような場合、つい油断が生じて、スピードを出し過ぎたり注意が散漫になることがあるので、決して油断せず緊張感を維持して走行するよう指導する。

3．危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、各業態の交通場面ではどのような危険があるか、乗客の安全をどのように確保すればよいのか、また、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。集団教育等に活用し、運転者に危険回避を徹底指導することが必要です。

危険予知トレーニングの一例

【夜間、見通しの悪い交差点に接近】

この車両は、夜間、見通しの悪い交差点に接近しようとしています。ここには、どんな危険が潜んでいるでしょうか。

①どんな危険があるのか、発見した危険のポイントは何か。

②どんな運転をすればいいのか、安全運転のポイントは何か。

【このケースの解説】

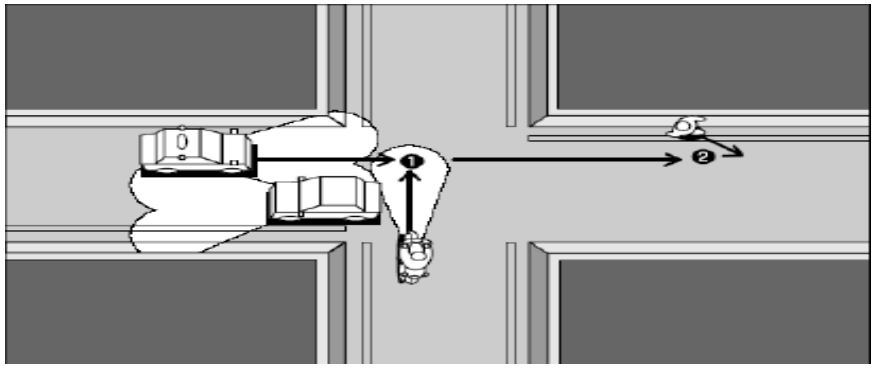

主な危険要因の例	①交差道路の右側にライトが見え、二輪車等が接近しているとが予測されるが、対向車の通過直後に二輪車・原付等が交差点に進入してくると衝突する危険がある。 ②交差点の前方左側に高齢歩行者が見えるが、この高齢歩行者が横断してくるとはねる危険がある。
安全運転の例	①見通しの悪い交差点に接近するときは、あらかじめスピードを落として進行する。 ②夜間は交差点の路面のヘッドライトにも目を配り、ヘッドライトが見えるときには交差道路から車が接近していると考えて、一時停止の標識や標示のない場合でも一時停止し安全を確認する。 ③高齢歩行者は車に気づかず道路を横断してくることがあるので、その動きに十分注意するとともに、高齢歩行者が道路を横断してきたときは、一時停止等をして高齢歩行者の通行を妨げないようにする。
乗務員指導のポイント	①見通しの悪い交差点で対向車があるときは、交差道路の右側から進行してくる車両の発見が遅れやすいので、いつでも停止できるよう徐行して進行するよう指導する。 ②夜間は交差点の路面にも注意し、ヘッドライトが見えるときは車両が接近していると考えて、一時停止をして安全を確認するよう指導する。 ③高齢歩行者が道路を横断しようとしているときは、一時停止又は徐行をして高齢歩行者を先に横断させるよう指導する。

危険予知訓練資料参考例

○メールマガジン「事業用自動車安全通信」の事故・ヒヤリハット情報の活用

■国土交通省では、メールマガジン「事業用自動車安全通信」で、重大事故の状況や運行管理での問題事例を提供して、日々の点呼等における安全教育に活用できるよう配信しています。

※メールマガジン「事業用自動車安全通信」アドレス
：http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html

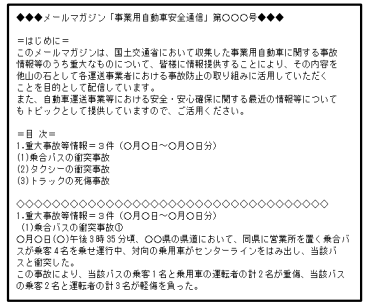
◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第○○○号◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝３件（○月○日～○月○日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)タクシーの衝突事故
(3)トラックの死傷事故

◇◇
1.重大事故等情報＝３件（○月○日～○月○日分）
(1)乗合バスの衝突事故①
○月○日(○)午後３時 39 分頃、○○県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４名を乗せ運行中、対向の乗用車がセンターラインをはみ出し、当該バスと衝突した。
この事故により、当該バスの乗客１名と乗用車の運転者の計２名が重傷、当該バスの乗客２名と運転者の計３名が軽傷を負った。

○ドライブレコーダー映像の活用

■ドライブレコーダーで得た情報の中には、事故やヒヤリハットなどの映像情報もあると思われます。
これらを教訓とするためにも、この情報を危険予知訓練に活かしていくことが必要です。

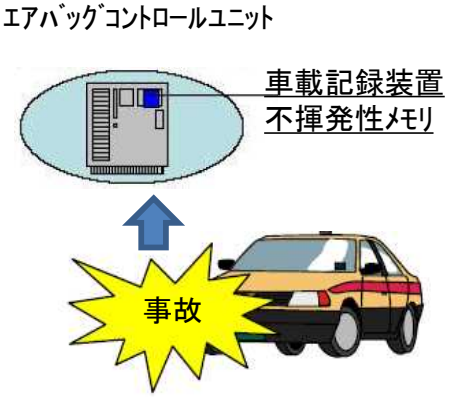

○イベントデータレコーダーを活用したヒヤリハットの収集

■イベントデータレコーダーは、エアバックなどが作動するような事故において、事故前後の車両の運動データや運転者の操作等を記録する車載記録装置です。

○「映像記録型ドライブレコーダー活用手順書」を活用

■国土交通省では、「映像記録型ドライブレコーダー活用手順書」を作成しており、ドライブレコーダーの活用による事故防止のための指導方法等について整理しています。

※ 「映像記録型ドライブレコーダー活用手順書」アドレス
：http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03driverec/resourse/data/order.pdf

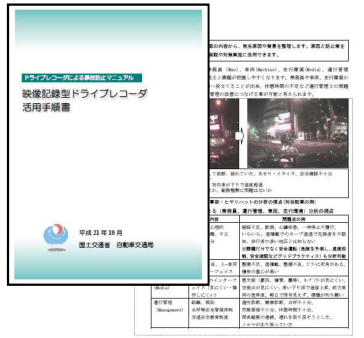

4．指差呼称及び安全呼称

日常点検や運転行動は、一人ひとりの運転者が行います。
各動作を漫然と行うのではなく、確実に実施させるために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することが有効であるという意識を運転者に根付かせる指導を心掛けましょう。

指差呼称は

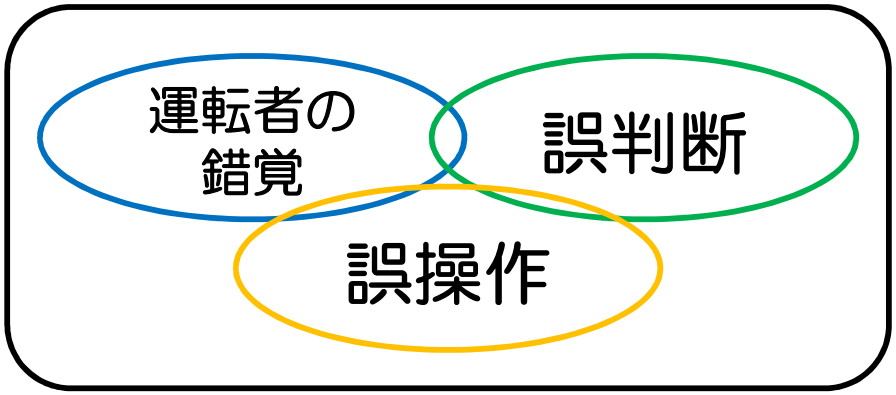

を防止する

道路の信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認

安全確認に重要な運転者の意識を高める

注意

指差呼称がマンネリ化したり、形式的のものになると、効果は薄れてしまう。
必ず、見たり、聞いたり、判断していることを自覚しながら指差呼称するよう、運転者に習慣づける指導を行うことが重要です。

5．緊急時における適切な対応

（１）交通事故や車両故障が発生した際の対応

交通事故や車両故障発生時、自然災害に備えて適切な対応を取ることの必要性を認識させ、取るべき対応策に関する運転者の理解を深めることが大切です。

①負傷者の救護 直ちに運転を停止 人や物に対する被害状況の確認 負傷者がいる場合は救護及び救急車の手配	• 運転者が実際の事故の際に即座に行動に移せるよう、事故を起こしてしまった時の負傷者救護の流れを指導
②道路における危険の防止 ハザードランプ点灯 発煙筒を着火 停止表示器材を設置（高速道路等）	• 交通事故や車両故障を起こしたら、交通事故の続発を防ぐため事故車両を安全な場所に移動させ、他の自動車に事故の発生を知らせる
③乗客の安全の確保（旅客）	• 状況によっては乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする
④警察への通報	• 交通事故が発生した日時・場所・死傷者の数及び負傷者の負傷の程度、損壊した物、車両の積載物等を報告
⑤事業者への報告	• 事故や故障の発生状況を国土交通省や保険会社等へ報告 • 上記①～④の措置が終わったら、適切な情報を速やかに事業者に報告する必要があることを指導
⑥安全の場所への退避	• 後続車両による追突や、道路上の事故当事者への接触事故等、特に高速道路上等における二次的な事故の危険性を認識させる

運転者に対する指導及び監督 ～危険の予測及び回避～

（２）自然災害の発生に備えた対応

運転者においては、大雪等の自然災害のおそれがある場合に、事故防止の観点から適切に対応することが求められます。そのため、運行管理者等のみならず運転者自身も気象等に関する情報を収集・把握することや、あらかじめ災害に遭遇した際の対応方法を把握しておくことが必要であるということを運転者に認識・自覚させましょう。

①気象等に関する情報を収集・把握することの必要性

情報の収集
- 気象情報（気象庁）
- 道路交通状況（道路管理会社）等

→ それぞれの状況に応じたきめ細かな指示をする

運転者に対し、指示に従うことが自然災害への対応において非常に重要であることを認識させる。

②安全運行に必要な指示を運行管理者等に適時確認することの必要性

- 大雪、暴風雪、地震、火山の噴火、津波、土砂災害及び河川の氾濫等に遭遇
- これらの発生が予測される場合

→ 運行管理者等に迅速かつ的確に状況を報告

今後の運行の対応等について確認することが、災害時の初動対応として必要であることを認識させる。

③災害に遭遇した際の対処方法の認識

一般道を走行中、地震に遭遇

→
- 急ハンドル、急ブレーキを避ける
- 安全な方法により、道路の左側に停車

【車を離れるときは】
- エンジンを切る
- 鍵は付けたまま
- 窓を閉める
- ドアロックしない

運転者が災害に遭遇した際に、適切な対処方法が取れるよう、日頃から災害時発生時の対応に関する指導を行う。

1．事業用自動車総合安全プラン２０２０について

2．運転者に対する指導及び監督
～危険の予測及び回避～

3．法令等の改正，お知らせ

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則　の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知を廃止

誰が　事業者のみなさまが
誰に　整備管理者のみなさまに
研修を受けさせなければなりません
（計画的に受けさせる必要があります）

① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
・選任届出をした年度又はその翌年度

② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
・最後に研修を受けた年度の翌々年度（２年度ごと）

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例
→別紙チラシ参照

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例
→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年８月～）

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加（令和２年４月～）

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ 旅客（タクシー） 全業態

《速報》乗用旅客自動車運送事業者に対する集中監査結果について（令和2年1月）

３４事業者中２１事業者で法令違反を確認

中部運輸局では、令和２年１月に**乗用旅客自動車運送事業者**を対象とした集中監査を実施しました。

※保有車両数10両以下の小規模事業者においては、点呼未実施や車両定期点検未実施など、運行管理、車両管理を確実に実施していない事業者が多く見受けられた。

中部管内	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			点呼未実施	乗務時間等	健康未診断実施	適性未診断実施	特別未指導実施	定期未点検実施
計	３４	２１	3	7	8	9	9	3

法令等の改正、お知らせ

自動車交通部貨物課からのお知らせ　貨物

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）
http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html

自動車交通部貨物課からのお知らせ　貨物

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化
① 欠格期間の延長等
② 許可の際の基準の明確化
③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化
① 輸送の安全に係る義務の明確化
② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化
① 荷主の配慮義務の新設
② 荷主勧告制度（既存）の強化
③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設
【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日　3. 令和元年7月1日　4. 令和元年12月14日　※運賃の告示については現在検討中

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

全業態

昨年の金山駅タクシー事故を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止に係る通達が発出されていることから、改めて**適性診断**や**健康診断**の受診、**法令順守**等の指導の徹底をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

「**飲酒運転**」、「**車検切れ運行**」が発生しています。
今一度、自社の運行管理、車両管理体制の確認をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　全業態

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策について、徹底をお願いします。
また、従業員に新型コロナウイルスの感染等が確認された場合には、速やかに中部運輸局又は最寄りの運輸支局に対して御報告願います。

（参考）
内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ＆A（一般の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

中部運輸局ホームページ「新型コロナウイルスの予防・まん延防止について」
http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

連絡先（電話番号）

- 愛知運輸支局:052－351－5382
- 静岡運輸支局:054－261－7622
- 岐阜運輸支局:058－279－3715
- 三重運輸支局:059－234－8412
- 福井運輸支局:0776－34－1603
- 中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課 :052－952－8044
- 国土交通省自動車局安全政策課 :03－5253－8111（代表）

ご清聴ありがとうございました。

運転者に対する指導及び監督

～危険の予測及び回避～

参考：これまでの講演資料

平成３１年　１～３月期 講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）
平成３１年　４～６月期 講演資料（テーマ：点呼(安全輸送の要)）
令和　元年　７～９月期 講演資料（テーマ：運転者に対する指導及び監督
～運転者の生理的・心理的要因～）
令和　元年10～12月期 講演資料（テーマ：ドライブレコーダーの活用）
令和　２年　１～３月期 講演資料（テーマ：車両の点検整備について）

http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html